

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による平成〇年〇月〇日付け休業補償給付及び同年6月21日付け療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月から、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、土木設計士として設計図面作成等の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月頃からイライラや気分の落ち込み等の精神症状がみられるようになり、同年〇月頃から、担当していた複数の設計業務が同時に進行し業務量が増加した結果、業務の進捗が遅れるなどしたため、発注者からクレームを受けるようになったことから、同年〇月〇日、Dクリニックに受診したところ「うつ病」と診断されたとしている。

請求人は、上記クリニックに定期的に受診しながら設計等の業務に従事していたが、平成〇年〇月から再び複数の設計業務が同時に進行したため業務量の増加や発注者からのクレームの電話が多くなり症状が悪化したとして、E病院に受診し「うつ病、パニック障害」と診断された。

その後、請求人の症状は回復傾向にあったが、業務量が増加し残業が増加したため、平成〇年〇月初旬頃、再度症状が悪化し、休業することとなったとしている。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、

請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無と発病の時期については、当審査会は、請求人の症状の推移、医証等に鑑み、決定書理由第2の2の(2)のアの(ウ)に説示するとおり、平成〇年〇月下旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F33 反復性うつ病性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 前記第2の再審査請求の理由及び公開審理における請求人の主張を基にして、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷に

ついて検討すると、次のとおりである。

ア 請求人らは、平成〇年〇月下旬の発病までの請求人の労働時間について、月100時間を超える時間外労働を余儀なくされ、自宅で持ち帰り残業もしていた旨主張している。

会社提出の労働時間記録においては、時間外労働はほとんど認められていないが、請求人は、同人の手帳による記録から、この時期に35～50時間程度の時間外労働をしたとし、更に自宅において46～65時間程度の持ち帰り残業をしていた旨主張している。請求人の時間外労働について、Fは、「請求人の妻がうつ病で目が離せない状態であったことから、請求人には定時退社に近い状態を認めていた。平成〇年から平成〇年にかけてみんな気を遣って早く帰ってもらっていた。」旨述べているのに対し、請求人は、Fの申述には虚偽である部分が多いと主張している。

当審査会としては、この時期において、請求人は超過勤務の報告を行っていないこと、また、少なくとも上司より自宅で業務をするよう明示又は黙示の命令が発せられていたと認められる資料は存在しておらず、仮に図面を描くソフトを利用するための専用プロテクター等を会社外へ持ち出すことは黙認されていたとしても、そのことをもって自宅での業務について明示又は黙示の命令が発せられていたと認めることはできないこと、さらに、会社が機密の保持が重視されると考えられる設計業務を自宅で行うよう指示するとも考えられないことなどから、仮に請求人が自宅で何らかの作業を行っていたとしても、当該作業について時間外労働であるとみなすことはできないものと判断する。なお、当審査会においては、仮に請求人が手帳に記載している時間について、時間外労働であるとして認めたとしても、精神障害を発病する程度に達するものとは認められないと判断する。

イ 請求人らは、請求人は、業務において重責を負っており、重要な業務等を担わされ、多忙な業務に従事したものであり、また、会社の支援は無かった旨主張している。

会社関係者の申述から、平成〇年〇月頃より、業務が多忙となり、間際にならないと仕事をしないタイプである請求人が、いくつかの設計ミスや計算ミス（以下「設計ミス等」という。）をした事実は認められるが、当該設計ミス等については、社長や会社関係者が発注者に謝罪したり、同僚が修正する

などの支援をしていることが認められるところであり、請求人自身が対応に追われたり、また、責任を問われたとは認められないものであること、さらには、上記のとおり、恒常的な長時間労働も認められないことから、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のウの(イ)に説示するとおり、心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

ウ 請求人らは、平成〇年〇月及び平成〇年〇月にも精神障害を発病したとし、それぞれについて業務上の負荷があった旨主張している。

請求人は、当初の平成〇年〇月下旬の本件疾病発病以来、うつ病や不眠症の傷病名で継続的に診療を続けており、医師から寛解した旨の診断を受けた記録も存在しておらず、G医師は、「本件疾病は、症状の軽快と重い状態を繰り返すのが特徴であり、請求人が申述する症状の悪化は、発病後における療養経過等からみて本件疾病の経過中に生じた症状であり、治療内容等からも病態が悪化したものではない。」旨の所見を述べていることから、当審査会としては本件疾病の症状が続いていたものであり、新たな精神障害を発病したものと認められないと判断する。

なお、この時期の業務により既往である本件疾病を増悪させた可能性について検討すると、認定基準において、発病後に精神障害が悪化した場合について、業務上と認められる要件は、「別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合」とされているところ、請求人の場合、同人が主張する発注者からのクレームへの対処、達成困難なノルマを課されたなどについては、いずれも極度の精神的負荷となったとは認められず、また、極度の長時間労働もなく、「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

エ 以上のことから、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は、「弱」であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。